

よくある質問 Q&A

Q なぜ「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」を制定したの？

A 市民の皆様から「喫煙はマナーを守ってほしい」、「分煙環境を整備してほしい」など、路上喫煙の規制について多くの意見が寄せられ、市では路上喫煙の規制について基本的なルールを定め、身体又は財産上の被害を防止し、清潔で快適な空間の保全を図ることなどを目的として、条例を制定しました。

Q 「路上喫煙」って何？

A 道路、公園、海岸、河川など屋外の公共の場所で、たばこを吸うことや火のついたたばこを所持することをいいます。歩きながらだけでなく、たばこを立ち止まって吸う場合や、自転車等に乗りにながらの喫煙も「路上喫煙」に含まれます。

Q 市の指定喫煙場所はどこにあるの？

A 沼津駅北口広場と南口広場に各1カ所ずつ設置しています。

Q 路上喫煙重点規制区域から出れば、路上喫煙をしても大丈夫なの？

A 条例では沼津市全域において、路上喫煙をしないように努力する義務を課しております。重点規制区域の外でも、道路、公園その他の屋外の公共の場所で路上喫煙を行うことは控えるよう努めましょう。

Q 路上喫煙重点規制区域では電子たばこ等も禁止になるの？

A 「電子たばこ」と呼ばれるもののうち、たばこ事業法の「製造たばこ」に該当するものは、路上喫煙禁止の対象とします。

また「製造たばこ」でないものについても、吸っている姿が一般のたばここと区別がつきにくいことから、重点規制区域において、吸わないように呼び掛けていく考えです。

Q 屋外で喫煙をしてはいけないの？

A 民有地に管理者が灰皿を設置する場合などは、屋外であっても路上喫煙にはなりません。これらの喫煙場所であっても、喫煙を行うときは周りの人の迷惑にならないようにしましょう。